

【必ずお読み下さい】

令和6年度豊橋市ヘルメット購入補助金の概要

項目	新（令和6年度）	旧（令和5年度）
対象		
対象者	変更なし	市内在住の方
対象年齢	変更なし	制限なし
対象ヘルメット	CEマークについて、自転車用規格であるCE(EN1078)に限定します。 従来通りSGマーク、JCFマーク等認証マークに変更はありませんが、 <u>自転車用ではないヘルメットは対象外</u> です。	SGマーク・JCFマークなど安全性の認証を受けたもの
対象取扱店舗	変更なし	ヘルメットを販売し、事前に事業協力店になる旨を市に申込みをした店舗
補助額等		
補助率	変更なし	購入金額の2分の1
上限額	変更なし	2,000円
補助の制限	変更なし	1人につき1回まで
市民の方の申請手続き等		
申請者 (購入割引券兼誓約書)	変更なし	申請者本人 ※子供が利用者の場合、子供の名前で申請。保護者の名前で申請は不可。
申請方法	変更なし	・eあいち豊橋市電子申請・届出システムによる電子申請 ・市役所安全生活課の窓口申請 ・各窓口センターにて購入割引券兼誓約書を受け取り、郵送により申請
提示書類	変更なし	本人確認書類を購入時に提示する。 (子供が利用者の場合、子供の本人確認書類を提示。保護者のものは不可。)
購入割引券兼誓約書の様式	令和6年度の様式を確認してください。 ※令和5年度の様式は使用不可	—
購入割引券兼誓約書の使用期限	令和6年度のみ有効。 ※予算の上限に達するなどにより年度途中であっても締め切ることがあります。	令和5年度のみ有効。
事業協力店への加入方法等		
申請方法	変更なし	事業協力店申込書を市に提出する。
事業協力店（から市への）申請手続き等		
支払い方法	変更なし	当月分の購入割引券兼誓約書を翌月10日までに市に提出する。

支払いの流れ [重要!!!]

申請・受付の流れ

- ① ヘルメットを販売の際受けつけた、1か月分のヘルメット購入補助金の購入割引券兼誓約書を取りまとめる。
- ② 翌月10日までに市に対して資料② 23ページの「豊橋市自転車ヘルメット購入補助金交付申請書」と25ページの「請求書」を、①でとりまとめた当月分の購入割引券兼誓約書を添えて市に提出する（日付は入れない）。
- ③ 請求から30日以内に市から貴店の指定口座に補助金を振り込む。

令和6年度スケジュール

	市に補助金の申請・請求	補助金の支払い
4月分の購入割引券兼誓約書	5月10日まで	6月10日まで
5月分	6月10日まで	7月10日まで
6月分	7月10日まで	8月10日まで
⋮		
1月分	2月10日まで	3月10日まで
2月分	3月10日まで	3月末まで
3月分	4月10日まで	5月10日まで

注意事項

- ※適法な請求書を受け取ってから30日以内に支払います。
（10日までに申請いただいても、不備などの修正により5日要した場合は請求日が15日となり、そこから30日以内に支払います。）
- ※4月1日から3月末までに市より販売店へ支払った分が県からの補助対象となります。
このため、特に2月分については、3月10日までに必ず申請して頂きますようご協力をお願いします。

※予想を上回る申請がなされ予算の上限に達するなどの理由により、年度途中で市民からの購入割引券兼誓約書の申請受付を締め切る場合や、購入割引券兼誓約書が発行された市民であっても、年度末前に店頭での補助金分の控除を打ち切るよう事業協力店へお願いする場合があります。具体的な対応方法につきましては、状況等に応じて改めてご連絡差し上げます。

購入割引券兼誓約書の取り扱いについて

■ 白紙の購入割引券兼誓約書の取り扱いについて

別添のとおり白紙の購入割引券兼誓約書をお送りさせていただきます。

電子申請をした場合、お客様ご自身で購入割引券兼誓約書を印刷をする形になりますが、（自宅にプリンターがない等の理由により）印刷をせず来店される方もいます。そこで、白紙の購入割引券兼誓約書をお店に置いていただき、お客様から購入割引券兼誓約書のダウンロードページをご提示いただいた場合に限り、その場で本人が記入することで受付が可能になります。

注意事項

- ・白紙の購入割引券兼誓約書は、購入割引券兼誓約書のダウンロードページをご提示いただいた方にのみ使用してください。
- ・白紙の購入割引券兼誓約書を配る等店外には絶対に持ち出さないようお願いします。

■ 購入割引券兼誓約書の個別番号欄について

購入者が提示した購入割引券兼誓約書の個別番号欄に、数字（8ケタ）あるいは「豊橋市役所安全生活課」のゴム印が押してあるかどうかの確認してください。

（購入割引券兼誓約書の記入事項の例）

購入者（ヘルメット使用者）	住所	電話番号
トヨハシ タロウ <small>(フリガナ)</small>	〒 440-8501	090-1234-5678
豊橋 太郎	豊橋市今橋町1番地	
所属する園・学校名/勤務先	生年月日	個別番号
豊橋小学校	○年 ○月 ○日	〇〇〇〇〇〇〇〇 または 豊橋市役所安全生活課

■ 事業協力店記入欄について

市民の方が購入時に持参する購入割引券兼誓約書に、以下のとおり記入してください。

【記入例】

① 金額記入欄		メーカー・商品番号	OGK SK-02
		安全マーク	SG ・ JCF ・ CE (EN1078に限る) GS ・ CPSC
販売額 (A)	3,810 円	③ 確認証明書	マイナンバーカード ・ 運転免許証 ・ 健康保険証
補助額 (B)	1,900 円		学生証 ・ その他 ()
購入額 (A-B)	1,910 円		

- ① 補助額に10円未満の端数が生じた場合は切捨て処理をしてください。
- ② メーカーと商品番号、安全マークについて正確に記載をお願いします。
- ③ 必ず**購入者(ヘルメット利用者)の確認証明書**で以下の条件を満たすもので本人確認を行ってください。
- (1) 氏名、住所、生年月日の確認ができるもの
 - (2) 公的な機関から交付されているもの
- ※購入者(ヘルメット利用者)が未成年者の場合、保護者の方の本人確認書類では受付不可

- 販売店印押印後、購入日の記入をお願いします。

(販売店印)		
購入日：	月	日



■ 訂正方法について

訂正箇所がある場合、二重線で訂正していただくようお願いいたします(訂正印不用)。
修正テープ等は使用しないでください。

■ 令和5度(R6.3.31まで)の割引券について

令和5年度の購入割引券兼誓約書は、令和6年4月以降は無効ですので、購入時に令和5年度の購入割引券兼誓約書をお持ちになった市民の方には、もう一度市に申請し直していただくようご案内ください。

令和6年度豊橋市ヘルメット購入補助金の事業説明資料

■目次

令和6年度豊橋市ヘルメット購入補助金チラシ	1～2
ヘルメット購入補助金事業受付フローチャート	3
ヘルメット購入補助金事業フローチャート	4
令和6年度豊橋市ヘルメット購入割引券兼誓約書	5
令和6年度豊橋市ヘルメット購入割引券兼誓約書記載例	6
e あいち豊橋市電子申請・届出システム フローチャート	7～14
豊橋市自転車ヘルメット購入補助金Q & A	15～16
豊橋市自転車ヘルメット購入補助金交付要綱	17～20
豊橋市自転車ヘルメット購入補助金に関する事業協力店申込書	21
豊橋市自転車ヘルメット購入補助金交付申請書	23
豊橋市自転車ヘルメット購入補助金交付申請書記載例	24
請求書	25
請求書記載例	26
債権者登録申請書	27
債権者登録申請書記入要領	28
委任状	29

令和6年度豊橋市自転車ヘルメット購入補助金

ヘルメットはあなたの大切な命を守ります

ヘルメットの購入を検討しているみなさまへ

購入前に申請
が必要です！

対象者

市内在住で、2019年度以降に
一度も補助を受けたことのない方

補助額

購入金額の**2分の1**
(上限 **2,000円**)

※1人につき1個までの補助となります。

有効期限

令和7年3月31日

※予算の上限に達するなどにより、年度途中であっても利用できなくなる場合がありますので、お早めにご利用ください。

対象ヘルメット

自転車用ヘルメットで、SGマーク・JCFマーク、CEマーク（EN1078規格）、GSマークなど安全性の認証を受けたものです。



※バイク用や歩行者用ヘルメットは対象ではありません。

利用方法

1 購入前に以下のいずれかの方法で申請してください。



市ホームページ

① 窓口申請

安全生活課の窓口で直接申請



その場で割引券を交付

② 電子申請

市のホームページの
電子申請・届け出システムから申請



後日、メールで割引券を送付

③ 郵送申請

窓口センターにある
申請用紙に必要事項を記入し、
安全生活課に郵送



後日、割引券を送付
※窓口センターでは申請できません。

2 安全生活課から受け取った「ヘルメット購入割引券兼誓約書」と本人確認書類（免許証・健康保険証等）を持って、市内の補助取扱い店でヘルメットを購入してください。



豊橋市役所 市民協創部 安全生活課
交通安全・防犯グループ TEL(0532)51-2550

HELMET HOJOKIN

自転車ヘルメットの割引券ってどうやってもらうの？

12:29



補助対象なら「あいち電子申請・届出システム」で申し込みできるじゃんね～
豊橋市のホームページにあるらしいに！

12:30

知らなかった！ありがとう！
4,000円くらいのヘルメットがほしくて、

12:30



そうなんだ！ということは代金の2分の1補助らしいから2,000円で買えるね！
ちなみに上限は2,000円なんだって！

12:31

すごく得するね！！早速申し込みしてみる！
あと、ヘルメット以外みんな何か意識してる？

12:32



僕は自転車の定期点検、整備は欠かさないよ！

12:32



私は塾の帰りが夜だから、スポークに反射機材つけてるよー。ちなみにその写真貼っとくね。

12:33



12:33



防犯登録は義務だし、みんなしとるじゃんね！それに、自転車盗まれんよう僕はツーロックしとるに！

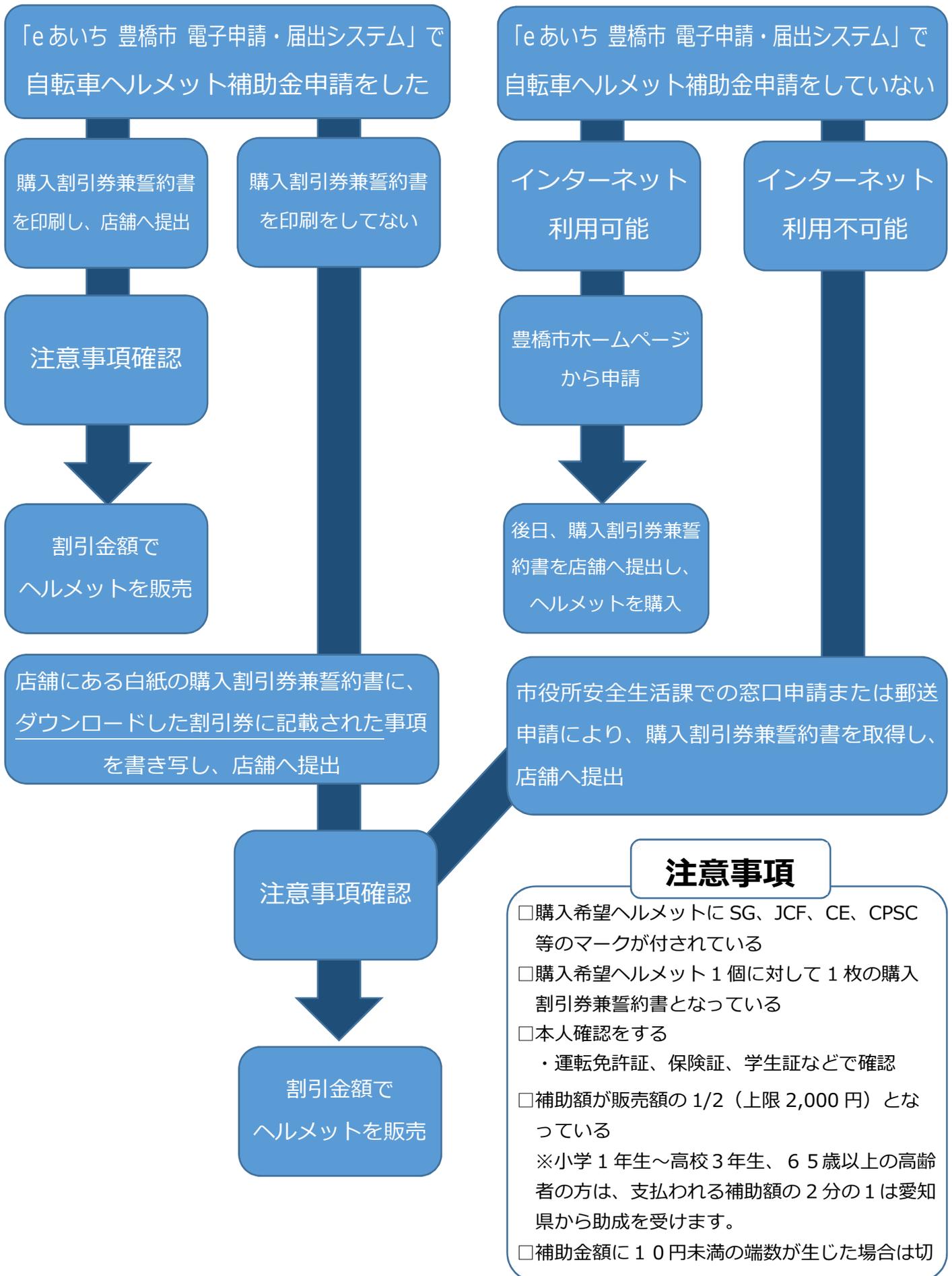
12:34



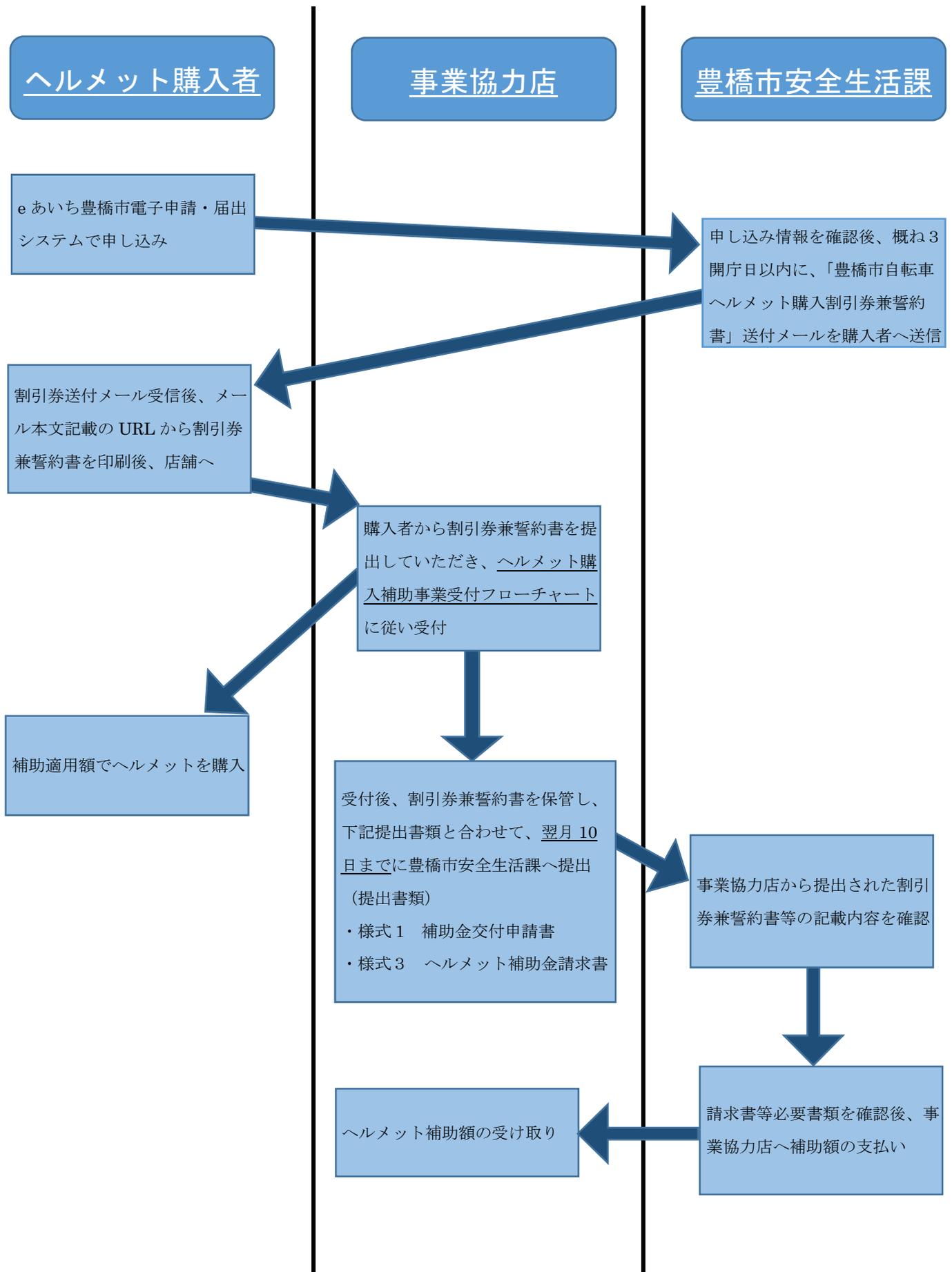
Bb なるほどね！僕もやってみる！



ヘルメット購入補助金事業受付フローチャート



ヘルメット購入補助金事業(電子申請)フローチャート



令和6年度豊橋市自転車ヘルメット 購入割引券兼誓約書

予算の上限に達するなどにより、年度途中で使っても使用できなくなる場合がありますので、お早めにご使用ください。

豊橋市長 様

申請に当たり、次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- 一 2019年度以降に同補助金の適用を受けていないこと（他の自治体で、愛知県との協調によるヘルメット購入補助金の適用を受けていないことを含む。）。
- 二 愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと。
- 三 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- 四 購入するヘルメットは新品であること。
- 五 自転車乗車用ヘルメット購入後に発生した事故等について、愛知県及び豊橋市が一切の責任を負わないことについて了承すること。
- 六 申請内容に虚偽があった場合は、豊橋市に対して補助金を返還すること。
- 七 事業協力店及び愛知県自転車モーター商協同組合豊橋・田原支部（以下「事業協力店等」という。）が自転車ヘルメット購入補助金の交付申請、請求及び受領のため、事業協力店等を通じて、以下の情報を豊橋市へ提供することについて了承すること。
- 八 「豊橋市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例」の目的に合致する施策推進に必要な調査等のため、以下の情報を豊橋市が利用することについて了承すること。

署名 (購入するヘルメットを被る人)	
保護者署名	

購入時に、本券と本人確認書類
(購入するヘルメットを被る人
のもの)が必要になります。

(※保護者署名欄は購入者が高校生以下の場合のみ記名)

購入者 (購入するヘルメットを被る人) (フリガナ)	住所	電話番号
	〒 豊橋市	
所属する園・学校名/勤務先	生年月日	個別番号

(事業協力店等記入欄)

金額記入欄		メーカー・商品番号	
販売額 (A)	円	安全マーク ※自転車用であること	SG ・ JCF ・ GE (EN1078に限る) GS ・ CPSC
補助額 (B)	円	確認証明書	マイナンバーカード ・ 運転免許証 ・ 健康保険証
購入額 (A-B)	円		学生証 ・ その他 ()

(注意事項)

※購入割引は一人様1回までです。
 ※補助額はヘルメット購入費用の2分の1です（上限は2,000円）。
 ※補助対象となるのは、市内在住の方のみです（1人につき1個まで）。
 ※補助金額に10円未満の端数が生じた場合は切捨て処理をしてください。
 ※この補助事業で提供された個人情報については、豊橋市個人情報保護条例に基づき、豊橋市及び事業協力店において適正に管理し、「豊橋市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例」の目的に合致する施策以外に使用することはありません。

(販売店印)

購入日： 月 日

キリトリ線

令和6年度豊橋市自転車ヘルメット 購入割引券兼誓約書 (購入者控え)

事業協力店及び愛知県自転車モーター商協同組合豊橋・田原支部より、以下の補助額を豊橋市へ申請・請求します。

購入者名	補助額 (B)

(販売店印)

令和6年度豊橋市自転車ヘルメット 購入割引券兼誓約書

予算の上限に達するなどにより、年度途中であっても使用できなくなる場合がありますので、お早めにご使用ください。

豊橋市長 様

申請に当たり、次の事項を確認し、遵守することを誓

令和6年度のものであるかを
必ず確認してください。

- 一 2019年度以降に同補助金の適用を受けていないこと（購入補助金の適用を受けていないことを含む。）。
- 二 愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと。
- 三 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- 四 購入するヘルメットは新品であること。
- 五 自転車乗車用ヘルメット購入後に発生した事故等について、愛知県及び豊橋市が一切の責任を負わないことについて了承すること。
- 六 申請内容に虚偽があった場合は、豊橋市に対して補助金を返還すること。

七 組合豊橋・田原支部（以下「事業協力店等」という。）が求及び受領のため、事業協力店等を通じて、以下の情報を調によるヘルメット
八 購入者の署名が必要です。
ただし、購入者が高校生以下の場合は本人と保護者の署名が必要です。
関する条例」の目的に合致する施策推進に必要な調査等について了承すること

（購入するヘルメットを被る人）	
保護者署名	

＜購入者記入欄(赤枠)＞
記入漏れがないように確認をお願いします。
記載内容に誤りがないか確認してください。

（※保護者署名欄は購入者が高校生以下の場合のみ記名）

購入者（購入するヘルメットを被る人）	住所	電話番号
（フリガナ）	〒 豊橋市	
所属する園・学校名/勤務先	生年月日	個別番号

（事業協力店等記入欄）

金額記入欄		メーカー・商品番号	
販売額（A）	円	安全マーク ※自転車用であること	SG ・ JCF ・ CE（EN1078に限る） GS ・ CPSC
補助額（B）	円	確認証明書	マイナンバーカード ・ 運転免許証 ・ 健康保険証 学生証 ・ その他（ ）
購入額（A-B）	円		

＜事業協力店記入欄(青枠)＞
記入漏れがないように確認をお願いします。
 補助額(B)は購入額(A)の2分の1(上限2,000円)で10円未満の端数は切捨てします。
 自転車用のヘルメットで、SG、JCF等のマークがついているか確認します。
 購入者の本人確認をしてください。

（販売店印）		
購入日：	月	日

令和6年度豊橋市自転車ヘルメット 購入割引券兼誓約書（購入者控え）

事業協力店及び愛知県自転車モーター商協同組合豊橋・田原支部より、以下の補助額を豊橋市へ申請・請求します。

購入者名	補助額（B）

（販売店印）	
--------	--

eあいち 豊橋市 電子申請・届出システム

1. HP のリンク先画面

The screenshot shows the homepage of the eAichi Toyohashi City Electronic Application and Submission System. At the top, there is a navigation bar with links for "手続き申込" (Application), "申込内容照会" (Application Inquiry), "取寄署名検証" (Signature Verification), "利用者登録" (User Registration), and "ログイン" (Login). Below this, the "手続き申込" (Application) section is active, displaying the application name "豊橋市自転車ヘルメット購入補助金" (Toyohashi City Bicycle Helmet Purchase Subsidy) and the application period. Two main options are presented: "利用者登録せずに申し込む方はこちら" (Click here for those who do not register as a user) and "利用者登録される方はこちら" (Click here for those who will register as a user). The "利用者登録される方はこちら" option leads to a login page titled "既に利用者登録がお済みの方" (For those who have already registered as a user). This page has input fields for "利用者ID" (User ID) and "パスワード" (Password), a "ログイン" (Login) button, and links for "メールアドレスを変更した場合" (Click here if you have changed your email address) and "パスワードを忘れた場合はこちら" (Click here if you have forgotten your password). Red callout boxes with blue arrows provide instructions: one points to the "利用者登録せずに申し込む方はこちら" link, stating "利用者登録を以前にされたことがない方はこちら" (Click here if you have not registered as a user before); another points to the "ログイン" button, stating "利用者登録を以前にされたことがある方はこちら" (Click here if you have registered as a user before); and a third points to the "ログイン" button, stating "「利用者登録が既にある」からログインされた方については、「6.確認メールのURLにアクセス後の画面」から始まります。" (For those who have logged in from "User registration is already completed", the process starts from the screen after accessing the URL in the confirmation email).

あいち 豊橋市 電子申請・届出システム

手続き申込 | 申込内容照会 | 取寄署名検証 | 利用者登録 | ログイン

手続き申込

手続き名 豊橋市自転車ヘルメット購入補助金

受付時期

利用者登録せずに申し込む方はこちら

利用者登録される方はこちら

既に利用者登録がお済みの方

利用者ID

パスワード

メールアドレスを変更した場合は
ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。

パスワードを忘れた場合はこちら

ログイン

利用者登録を以前にされたことがない方はこちら

利用者登録を以前にされたことがある方はこちら

「利用者登録が既にある」からログインされた方については、「6.確認メールのURLにアクセス後の画面」から始まります。

2. 「利用者登録せずに申し込む方」を押した後の画面

手続き申込

手続き概要 Step1 | 手続き一覧 Step2 | **手続き内容 Step3** | メールアドレス入力 Step4 | 確認メール送信完了 Step5 | 申込 Step6 | 申込確認 Step7 | 申込完了 Step8

手続き説明

この手続きは連絡が取れるメールアドレスの入力が必須です。下記の内容を必ずお読みください。

手続き内容と利用規約をよくお読みください。

手続き名	豊橋市自転車ヘルメット購入補助金
説明	自転車用ヘルメット購入補助の利用の申請ができます。補助を受けられる対象者は、市内在住の市民の方です。購入したヘルメットを使用する方の名前で申請してください。
受付時期	3月22日0時00分～3月31日0時00分
問い合わせ先	豊橋市役所安全生活課
電話番号	0532-31-2350
FAX番号	0532-56-0123
メールアドレス	ms.saisei@city.toyohashi.lg.jp

<利用規約>

あいち電子申請・届出システム利用規約

1 目的
この規約は、あいち電子申請・届出システム（以下「本システム」という。）を利用して愛知県（議会、執行機関、公営企業管理者、病院事業管理者、県警察本部（警察署を含む。）若しくはこれらに置かれる機関。）又は、愛知県内市町村（名古屋市を除く。）（以下「県内市町村」という。）にインターネットを通じて申請・届出を行うために必要な事項について定めたものです。

2 運営
本システムは、愛知県及び県内市町村が共同設立したあいち電子自治体推進協議会（以下「協議会」という。）が運営します。

登録した情報は当サービス内でのみ利用するものであり、他への転用・開示は一切行いません。

手続き内容と利用規約を読み、同意する場合はこちらを押ししてください。

3月22日0時00分～3月31日0時00分です。この時間をすぎると申込ができません。

一言へ戻る **戻る**

3. 「同意する」を押した後の画面

手続き申込

メールアドレス入力

STEP 1 手続き検索 > STEP 2 手続き一覧 > STEP 3 手続き内容 > **STEP 4 メールアドレス入力** > STEP 5 確認メール送信完了 > STEP 6 申込 > STEP 7 申込確認 > STEP 8 申込完了

豊橋市自転車ヘルメット購入補助金

連絡がとれるメールアドレスを入力してください。
入力が完了いたしましたら、アドレスに申込画面のURLを記載したメールを送信し、URLにアクセスし、残りの情報を入力して登録を完了させてください。
また、迷惑メール対策等を行っている場合には、「city-toyohashi-saichi@s-kantou.jp」に変更してください。
上記の対策を行っても、申込画面のURLを記載したメールが返信されて来ない場合は、申込を行ってください。
なお、送信元のメールアドレスに返信しても問い合わせには対応できません。
最後に、携帯電話のメールでは、初期設定でURLリンク付きメールを拒否する設定になっている場合があります。その場合も同様にメール受信が可能な設定に変更してください。

メールアドレスに間違いがないか、よくご確認ください。
迷惑メール設定をされている方は解除をお願いします。
入力後、「完了する」ボタンを押してください。

※印があるものは必須です。
この手続きはPCのみに対応しています。

連絡先メールアドレス※

連絡先メールアドレス(確認用)※

説明へ戻る 完了する

4. 完了ボタンを押した後の画面

手続き申込

STEP 1 手続き検索 > STEP 2 手続き一覧 > STEP 3 手続き内容 > STEP 4 メールアドレス入力 > **STEP 5 確認メール送信完了** > STEP 6 申込 > STEP 7 申込確認 > STEP 8 申込完了

メール送信完了

豊橋市自転車ヘルメット購入補助金

メールを送信しました。
受信したメールに記載されているURLにアクセスして、残りの情報を入力してください。
申込画面に進めるのはメールを送信してから72時間以内です。
この時間を過ぎた場合はメールアドレスの入力からやり直してください。

一覧へ戻る

5. 確認メールの URL にアクセス

愛知県豊橋市電子申請・届出システム

手続き名：
豊橋市自転車ヘルメット購入補助金8

の申込画面へのURLをお届けします。

◆パソコン、スマートフォンはこちらから
http://s-kantan.bizplat.asp.lgwan.jp/city-toyohashi-aichi-u/offer/completeSendMail_gotoOffer.action?completeSendMailForm.templateSeq=16427&num=0&t=1553248824229&user=anzenseikatsu@city.toyohashi.lg.jp&id=316d67515e85bdea01ad372

上記のURLにアクセスして申込を行ってください。

問い合わせ先
豊橋市役所安全生活課
電話：0532-51-2550
FAX：0532-56-0123
メール：anzenseikatsu@city.toyohashi.lg.jp

このメールは自動配信メールです。
返信等されても応答できませんのでご注意ください。

メールアドレス入力後、このようなメールがすぐに届きますので、こちらのURLを押してアクセスしてください。

6. 確認メールの URL にアクセス後の画面

手続き申込

申請書検索 | 申請書一覧 | 申請書内開 | メールアドレス入力 | 確認メール送信完了 | 申込 | 申込確認 | 申込完了

申込

豊橋市自転車ヘルメット購入補助金

問い合わせ先	豊橋市役所安全生活
電話番号	0532-51-2550
FAX番号	0532-56-0123
メールアドレス	anzenseikatsu@city.toyohashi.lg.jp

※印があるものは必須です。
▲印は選択肢の結果によって入力条件が変わります。

申請者氏名	申請者(ヘルメット使用者)の氏名を入力してください 氏： <input type="text"/> 名： <input type="text"/>
申請者氏名(フリガナ)	申請者(ヘルメット使用者)のフリガナを入力してください 氏： <input type="text"/> 名： <input type="text"/>
郵便番号	郵便番号を入力してください(ハイフンは不要です) 入力例) 441-0000 → 4410000 <input type="text"/> <input type="button" value="住所検索"/>
住所	住所を入力してください <input type="text"/>
電話番号	連絡がつく電話番号を入力してください 入力例) 0123456789 → 012-345-6789 <input type="text"/>
生年月日	申請者の生年月日を入力してください ▼ <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
所属する団・学校名 勤務先 (市外在住者必須)	申請者が所属する団・学校名 勤務先を入力してください <input type="text"/>
探親者氏名	申請者が高校生以下の場合探親者氏名を入力してください 氏： <input type="text"/> 名： <input type="text"/>
誓約	

確認へ進む

※入力中の申込データをパソコンに一時保存します。

※一時保存した申込データを再度読み込みます。

必要事項を入力後、「確認へ進む」を押してください。
「利用者登録が既にある」からログインされた方については、この画面から始まります。

7. 入力内容確認画面

手続き申込

手続き検索 STEP 1 > 手続き一覧 STEP 2 > 手続き内容 STEP 3 > メールアドレス入力 STEP 4 > 確認メール送信完了 STEP 5 > 申込 STEP 6 > 申込確認 STEP 7 > 申込完了 STEP 8

申込確認

豊橋市自転車ヘルメット購入補助金

申請者氏名	豊橋 太郎
申請者氏名(フリガナ)	トヨハシ タロウ
郵便番号	440-8501
住所	豊橋市今橋町1番地
電話番号	0532-51-2550
生年月日	平成7年7月7日
所属する園・学校名/勤務先(市外在住者必須)	豊橋市役所
保護者氏名	
誓約	同意する

入力内容をよく確認し、内容に間違いがなければ、「申込む」を押してください。

入力へ戻る 申込む

8. 申し込み後の画面

手続き申込

手続き検索 STEP 1 > 手続き一覧 STEP 2 > 手続き内容 STEP 3 > メールアドレス入力 STEP 4 > 確認メール送信完了 STEP 5 > 申込 STEP 6 > 申込確認 STEP 7 > 申込完了 STEP 8

申込完了

申し込みありがとうございます。

概ね3開庁日以内に、割引券を発行するためのメールをお送りします。

割引券送付メールが届くまで、ヘルメット購入はお待ちください。

上記の整理番号とパスワードを必ず控えてください。

割引券発行照会の際に必要となります。

下記の整理番号とパスワード
メールアドレスが誤っていたり
メールが届かない

この画面の整理番号とパスワードは大切に保管してください。

整理番号	174742502300
パスワード	174742502300

整理番号とパスワードは、今後申込状況を確認する際に必要となる大切な番号です。特にパスワードは他人に知られないように保管してください。

なお、内容に不備がある場合は別途メール、または、お電話にてご連絡を差し上げる事があります。

一覧へ戻る

9. 割引券送付メール

自転車ヘルメット購入割引券送付【豊橋市安全生活課】

ヘルメット購入補助金申請の受理が完了しましたので割引券を送付しました。

下記URLのリンク先で以前送信した整理番号・パスワードを入力しログインしてください。添付のファイルの内容を確認し、誤りがなければ割引券を印刷してください。

印刷した割引券に署名し、事業協力店へ提出することで補助を受けた（割引された）金額で購入することができます。

印刷ができない場合は、ダウンロードした割引券を事業協力店で提示し、店頭で割引券に記入をすることで購入が可能です。

※署名は必須です。

※本人確認のため、購入時に申請者（ヘルメットをかぶる方）の身分証明書を提示していただきます。お様が申請者の場合、お子様の身分証明書の提示が必要です。

割引券ダウンロードはこちら

https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyohashi-aichi-u/inquiry/inquiry_initDisplay.action

事業協力店一覧はこちら

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/26016.htm>

※ヘルメット購入時の注意点※

購入割引はお一人様1回までです。

補助額はヘルメット購入費用の2分の1です。（上限は2,000円）

補助金額に10円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます。

補助対象となるのは、市内在住の方のみです。

一度補助を受けたら再度補助を受けることができません。再度申請し、補助金の交付を受けた場合は申請を取消し補助金を返還していただきます。

問い合わせ先

豊橋市役所安全生活課

電話：0532-51-2550

FAX：0532-56-0123

メール：anzenseikatsu@city.toyohashi.lg.jp

このメールは自動配信メールです。

返信等されましても応答できませんのでご注意ください。

概ね3開庁日以内にこのような割引券URLが添付されたメールが届きますので、URLを押して割引券をダウンロードしてください。

10. 割引券ダウンロード URL アクセス後の画面

申込内容照会

申込照会

ここに「8.申し込み後の画面」に記載のあった整理番号とパスワードを入力し「照会する」を押してください。

整理番号

パスワード

整理番号は半角数字、パスワードは半角英数字(英字:大文字・小文字)で入力して下さい。
前後にスペースが入ると正しく認識されず、照会できませんのでご注意ください。

照会する

11. 割引券ダウンロード URL アクセス後の画面

申込内容照会

申込詳細

手続き名	豊橋市自転車ヘルメット購入補助金
整理番号	174742502300
処理状況	処理中(返信済)
処理履歴	3月22日 23時10分 返信ファイルアップロード 3月22日 19時41分 メール送信 3月22日 19時35分 自動受理 3月22日 19時35分 申込

返信添付ファイル1にある URL を押して、割引券をダウンロードしてください。

返信添付ファイル1 [ヘルメット0322_174742502300.pdf](#)

※添付ファイルは一度パソコンに保存して必ず開いてください。

伝達事項

日時	内容
----	----

申込内容

申込内容印刷

申請者氏名	豊橋 太郎
申請者氏名(フリガナ)	トヨハシ タロウ
郵便番号	440-8501
住所	豊橋市今橋町1番地
電話番号	0532-51-2550
生年月日	平成7年7月7日
所属する団/学校名/勤務先 (市外在住者必須)	豊橋市役所
保護者氏名	
誓約	同意する

※確認後、必ずブラウザを閉じてください。

申込照会へ戻る

再申込する

12. 割引券の画面

令和6年度豊橋市自転車ヘルメット 購入割引券兼誓約書

予算の上限に達するなどにより、年度途中であっても使用できなくなる場合がありますので、お早めにご使用ください。

豊橋市長 様

申請に当たり、次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- 一 2019年度以降に同補助金の適用を受けていないこと（他の自治体で、愛知県との協調によるヘルメット購入補助金の適用を受けていないことを含む。）
- 二 愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと。
- 三 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- 四 購入するヘルメットは新品であること。
- 五 自転車乗車用ヘルメット購入後に発生した事故等について、愛知県及び豊橋市が一切の責任を負わないことについて了承すること。
- 六 申請内容に虚偽があった場合は、豊橋市に対して補助金を返還すること。
- 七 事業協力店及び愛知県自転車モーター商協同組合豊橋・田原支部（以下「事業協力店等」という。）が自転車ヘルメット購入補助金の交付申請、請求及び受領のため、事業協力店等を通じて、以下の情報を豊橋市へ提供することについて了承すること。
- 八 「豊橋市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例」の目的に合致する施策推進に必要な調査等のため、以下の情報を豊橋市が利用することについて了承すること。

署名欄 (購入するヘルメットを被る人)	購入時に、本券と本人確認書類 (購入するヘルメットを被る人のもの)が必要になります。
保護者署名	

(※保護者署名欄は購入者が高校生以下の場合はのみ記名)

購入者 (購入するヘルメットを被る人)	住所	電話番号
(フリガナ) ○○○○○	豊橋市 ○○○○○	○○○○○
所属する園・学校名/勤務先	生年月日	個別番号
○○○○○	○○○○○	○○○○○

金額記入欄		メーカー・商品番号	SG ・ JCF ・ GE (EN1078に限る) GS ・ CPSC
		安全マーク ※自転車用であること	
販売額 (A)	円	確認証明書	マイナンバーカード ・ 運転免許証 ・ 健康保険証
補助額 (B)	円		学生証 ・ その他 ()
購入額 (A-B)	円		

(注意事項)
 ※購入割引はお一人様1回までです。
 ※補助額はヘルメット購入額の2分の1です(上限は2,000円)。
 ※補助対象となるのは、在住の方のみです(1人につき1個まで)。
 ※補助金額に10円未満の端数が生じた場合は切捨て処理をしてください。
 ※この補助事業で提供された個人情報については、豊橋市個人情報保護条例に基づき、豊橋市及び事業協力店において適正に管理し、「豊橋市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例」の目的に合致する施策以外に使用することはありません。

(販売店印)

購入日: 月 日

キリトリ線

令和6年度豊橋市自転車ヘルメット 購入割引券兼誓約書 (購入者控え)

事業協力店及び愛知県自転車モーター商協同組合豊橋・田原支部より、	(販売店印)
購入割引券兼誓約書に記載されていることをよくお読みいただき、署名を忘れないようにお願いします。	(B)

高校生以下の場合は、購入者と保護者の署名が必要となります。

署名したこの購入割引券兼誓約書を事業協力店にお持ちいただき、補助対象ヘルメットの購入時にお渡しください。

豊橋市自転車ヘルメット購入補助金 Q&A

Q1 割引券はどこで利用できますか？

A1 豊橋市ホームページの取扱店一覧に載っているお店でご利用いただけます。

Q2 どんなヘルメットでも購入できますか？

A2 SG マーク（一般社団法人製品安全協会が製品の安全を保障するマーク）などの安全性の認証を受けた自転車用ヘルメットになります。SG マークのほか、JCF、CE、GS、CPSC マークも対象となりますので、マークがついているか必ず確認してください。

なお、CE マークについては自転車乗車用の規格である CE（EN1078）に限定しますのでご注意ください。

Q3 割引券はいつまで使用可能ですか？

A3 今年度のみ有効です。ただし、予算の上限に達する等により年度途中であっても補助を受けられない場合がありますのでお早めにご使用ください。

Q4 割引券を出せば 2,000 円引いてくれますか？

A4 割引できるのは、ヘルメットの代金（税込）の 1/2 で 2,000 円までです。3,000 円のヘルメットを購入する場合の割引額は 1,500 円となります。

Q5 割引券 1 枚で複数人（家族分等）を割引してくれますか？

A5 割引券 1 枚で 1 人分となりますので、家族でも 1 人ひとり申請をしてください。

Q6

e あいち 豊橋市 電子申請・届出システムで、1つのアドレス（スマホ・パソコン）を使用して複数（家族分等）の申請はできますか？

A6

申請は可能ですが、割引券はお一人ずつ必要になります。アドレス（スマホ・パソコン）が同じあっても、それぞれの申請者情報を入力することにより、1人ひとりの割引券の発行が可能です。

Q7

整理番号とパスワード記載のメールを失くしてしまったがどうしたらいいですか？

A7

パスワード再発行のメールをお送りしますので、下記にご連絡ください。
豊橋市安全生活課 TEL：0532-51-2550（平日：8：30～17：15）

Q8

割引券送付メールを消してしまったがどうすればいいですか？

A8

e あいち 豊橋市 電子申請・届出システムの「申込内容照会」からログインし、（整理番号・パスワードが必要）割引券をダウンロードしてください。
※「申請団体選択へ」から豊橋市を選択してください。

Q9

家にプリンタが無くて割引券を印刷できないのですが、どうしたらいいですか？

A9

割引券送付メールからダウンロードした割引券をスマホなどに保存し、記載内容をヘルメット取扱店に設置してある、白紙の割引券に転記することもできます。
ダウンロードした割引券をUSBなどに保存し、コンビニで印刷も可能です。
※コンビニでの印刷方法は、各コンビニにお尋ねください。

Q10

割引券に個人情報を記入するのに抵抗があります。市役所に直接提出したいのですができますか？

A10

申請者の事務負担の軽減や割引をヘルメット取扱店にて即日適用するため、ヘルメット取扱店での割引券の提示をお願いしております。なお、ヘルメット取扱店で提示していただく身分証明書等の内容は確認するだけで、内容を写すようなことはいたしません。

豊橋市自転車ヘルメット購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、自転車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）を豊橋市内で販売する事業者に対し、販売価格の一部を補助することにより、ヘルメット着用の推進を図り、もって交通事故の被害の軽減に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業協力店 市民がヘルメットを購入しようとする際に、補助額を控除した金額を支払い、購入でき、かつ市内でヘルメットを販売する店舗で、事業協力店になる旨の申し込みがなされたものをいう。
- (2) 市民 市より交付を受けた割引券を使用して事業協力店においてヘルメットを購入しようとする者をいう。
- (3) ヘルメット 自転車に乗車する際に着用する新品のヘルメットであって、次のいずれかの認証等を受けたものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証した SG マーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証した JCF マーク
 - ウ その他ア又はイに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの
- (4) 特定取引 割引券を、購入の対価の一部の弁済手段として使用するヘルメットの購入における取引をいう。
- (5) 割引券 豊橋市自転車ヘルメット購入割引券兼誓約書をいう。

(補助金の交付等)

第3条 補助金は、次の手順に従い、事業協力店に交付するものとする。

- (1) 市民は、ヘルメットを購入する前に、市に対して割引券の発行を申し込む。
- (2) 市は、前号の申し込みがあった場合は、速やかに当該市民が割引券の発行の対象であるかを審査し、対象であると認める場合には、割引券を発行する。ただし、割引券の交付対象となる市民は、次のいずれの要件も満たす者とする。
 - ア 豊橋市内に住民票があり、現に当該住所地に居住していること。
 - イ 愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有していないこと。

- ウ 2019年度以降に本補助金の適用を受けていないこと（他の自治体で、愛知県との協調によるヘルメット購入補助金の適用を受けていないことを含む。）
- エ 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- オ 購入するヘルメットは新品であること。
- カ ヘルメット購入後に発生した事故等について、県及び豊橋市が一切の責任を負わないことについて了承すること。
- キ 申請内容に虚偽があった場合は、豊橋市に対して補助金を返還することについて了承すること。
- ク 事業協力店及び愛知県自転車モーター商協同組合豊橋・田原支部（以下「事業協力店等」という。）が自転車ヘルメット購入補助金（以下「補助金」という。）の交付申請、請求及び受領のため、事業協力店等を通じて、割引券に記載される情報を豊橋市へ提供することについて了承すること。
- ケ 「豊橋市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例」の目的に合致する施策推進に必要な調査等のため、割引券に記載される情報を豊橋市が利用することについて了承すること。

- (3) 市民は、前号の規定により市から発行された割引券その他市が必要と認める書類を事業協力店へ提示する。
- (4) 事業協力店は、前号の市民に対し、ヘルメットを販売する。この場合において、当該ヘルメットの金額は、補助対象経費から補助額を控除した額とする。
- (5) 事業協力店は、補助額に応じ、市に第7条の規定による補助金の交付の申請をし、市から補助金の交付を受ける。

(補助対象事業者)

第4条 この補助金の補助対象事業者は、事業協力店とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象事業における経費等は、次の各号に掲げる経費等とする。

- (1) 補助対象経費 事業協力店が、ヘルメットを販売する価格をいう（消費税及び地方消費税相当分を含む。）。
- (2) 自転車ヘルメット購入補助金 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1とする（交付額に10円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる）。ただし、1個当たり2,000円を上限とし、補助金を受けられるのは市民一人につき1回限りとする。
- (3) 補助対象事業 事業協力店が、市民に対し、補助対象経費から補助額を控除した金額を対価として、ヘルメットを販売する事業をいう。

2 事業協力店は、市民が提出する割引券の記載内容を身分証明書により確認した上で、補助対象事業を行わなければならない。

(割引券の使用範囲等)

第6条 割引券は、事業協力店と市民との間における特定取引においてのみ使用することができる。ただし、他の補助との併用はできないものとする。

2 割引券を発行するための申込期限及び割引券の使用期限は、市長が別に定める日までとする。

(交付申請)

第7条 事業協力店は補助金の交付を受けようとするときは、豊橋市自転車ヘルメット購入補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて当月分を翌月10日までに市長に申請するものとする。ただし、組合に加盟する事業協力店にあっては、組合がとりまとめ交付申請を行うものとする。

(1) 市民より提出を受けた割引券

(2) 前号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、豊橋市自転車ヘルメット購入補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 事業協力店は、補助金請求書(第3号様式)により補助金を請求し、その交付を受けるものとする。ただし、組合に加盟する事業協力店にあっては、組合がとりまとめ請求を行うものとする。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第10条 市長は、事業協力店又は市民が次の各号に該当するときは、補助を取り消すことができる。

(1) 申請の内容に虚偽の事実が判明したとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 前各号のほか、不適切な行為が判明したとき

2 前項の規定により補助金の交付決定が取り消された場合、既に補助金を受領しているときは、市長の指示するところにより、取り消された補助の額を返還しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

豊橋市長 浅井 由崇 様

所在地	〒 —
名称	
代表者名	
電話番号	() —

豊橋市自転車ヘルメット購入補助金に関する事業協力店申込書

私は、豊橋市自転車ヘルメット購入補助金事業協力店に申し込みます。申し込みにあたり、豊橋市自転車ヘルメット購入補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を読み、理解しました。また要綱の規程、市から提供される留意事項及び次の遵守事項を遵守することを誓約します。

- 一 要綱に規定するヘルメットを通年にわたり確保すること。
- 二 ヘルメットを購入する市民（以下「市民」という。）に対して、使用方法及びサイズ選定等並びに補助事業の説明を適切に行うこと。
- 三 要綱に規定する補助金の交付申請及び請求を適正に行うこと。
- 四 市民が提出する割引券の記載内容を身分証明書等により確認した上で、補助対象事業を行うこと。
- 五 補助事業に係る帳簿その他の資料を常備し、市が必要とあると認めるときは、提示又はその内容を報告すること。
- 六 補助事業に係る帳簿、領収書その他資料については5年間保存すること。
- 七 豊橋市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等に該当しないこと、及び当該暴力団員等に該当しないことを確認するため市が警察へ照会することにつき同意すること。
- 八 事業協力店の確認誤りなどによる市民との間で発生した問題（誤って控除したヘルメット補助相当額の回収を含む）は、当事者間で処理すること。
- 九 市からの再三の指導にもかかわらず、要綱の規程及び前各号に反した行為を継続して行うなど、補助事業の運営に支障をきたすと市長が認める場合は、事業協力店の承認を取り消すことに同意すること。

(第1号様式)

豊橋市自転車ヘルメット購入補助金交付申請書

年 月 日

豊橋市長 浅井 由崇 様

所在地

団体名又は店名

代表者氏名

豊橋市自転車ヘルメット購入補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助事業等の名称	豊橋市自転車ヘルメット購入補助金
補助事業等の目的及び内容		豊橋市自転車ヘルメット購入補助金事業 (月分)	
交付申請額		円	
補助事業等の着手年月日 及び完了年月日		着手	年 月 日
		完了	年 月 日
添付書類		1 豊橋市自転車ヘルメット購入割引券兼誓約書	

(第1号様式)

豊橋市自転車ヘルメット購入補助金交付申請書【記載例】

令和〇〇年〇月〇日

豊橋市長 浅井 由崇 様

翌月の10日までに提出をお願いします。
申請日は記入不要です。

所在地 豊橋市今橋町1番地
団体名又は店名 豊橋市役所自転車店
代表者氏名 店長 豊橋 太郎

豊橋市自転車ヘルメット購入補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和〇年度	補助事業等の名称	豊橋市自転車ヘルメット購入補助金
補助事業等の目的及び内容	豊橋市自転車ヘルメット購入補助金事業(〇月分)		
交付申請額	〇〇〇〇円		
補助事業等の着手年月日 及び完了年月日	着手 完了	令和〇〇年〇月〇日 令和〇〇年〇月〇日	
添付書類	1 豊橋市自転車ヘルメット購入補助金申請書兼誓約書		

月間の割引額の合計金額を記入してください。

着手日は該当する月の初日、完了日は末日を記入してください。
例：4月分の場合
着手：4月1日
完了：4月30日

請 求 書

豊橋市長 浅井 由崇 様

住 所
団体名又は店名
代表者氏名

下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金 額		億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

但し、令和 年度豊橋市自転車ヘルメット購入補助金として
(月分)

2 請求年月日 年 月 日

請 求 書【記載例】

豊橋市長 浅井 由崇 様

住 所 豊橋市今橋町1番地
団体名又は店名 豊橋市役所自転車店
代表者氏名 店長 豊橋 太郎

下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金 額		億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
					¥	○	○	○	○	○

但し、令和 年度豊橋市自転車ヘルメット購入補助金として
(○月分)

2 請求年月日 年 月 日

請求日は記入不要です。

債権者登録申請書(新規)

年 月 日

豊橋市長 様

(申請者)

住所

氏名

下記のとおり申請します。

郵便番号	—	
住所		
方書		

フリガナ	
法・個人名	
支店名	
代表者職・氏名	

電話番号	()	—
------	-----	---

	銀行コード	
通常口座	金融機関名	本・支店名
	預金種別	1：普通預金 2：当座預金 3：その他 <small>(番号に○をつけて下さい)</small>
	口座番号	
	カナ	
	口座名義	

	銀行コード	
前金口座	金融機関名	本・支店名
	預金種別	1：普通預金 2：当座預金 3：その他 <small>(番号に○をつけて下さい)</small>
	口座番号	
	カナ	
	口座名義	

※記入要領によりご記入下さい。

※登録申請書に記載された個人情報、豊橋市からの支払に関する業務以外には使用しません。

..... (市役所使用欄)

会計課使用欄	依頼担当課	担当者	内線	登録番号

債権者登録申請書(新規)記入要領

1. 申請書は、申請者欄及び太線の中を記入し提出して下さい。
2. 誤って記入した場合は二重線を引き、訂正の文言を加筆して下さい。
修正液や修正テープは使用しないで下さい。
3. 各項目の記入要領は下記のとおりです。

債権者登録申請書(新規)

年 月 日

豊橋市長様

(申請者)

住所 愛知県豊橋市今橋町1番地 豊橋ビル内

氏名 株式会社 OO商事
豊橋支店
支店長 今橋 二郎

必ず記入

下記のとおり申請します。

郵便番号	4	4	0	-	8	5	0	1
住所	愛知県豊橋市今橋町1番地							
方書	豊橋ビル内							

フリガナ	OOショウジ	(個人の場合)	トヨハシ タロウ
法・個人名	株式会社 OO商事		豊橋 太郎
支店名	豊橋支店		
代表者職・氏名	支店長 今橋 二郎		

電話番号	(0532)	51	-	2690
------	----------	----	---	------

銀行コード							
-------	--	--	--	--	--	--	--

通常口座	金融機関名	豊橋銀行	本・支店名	本店				
	預金種別	①: 普通預金 2: 当座預金 3: その他 <small>(番号に○をつけて下さい)</small>						
	口座番号	0	1	2	3	4	5	6
	カナ	カ) OOショウジトヨハシテン						
	口座名義	株式会社 OO商事 豊橋支店						

←口座番号は右づめ

銀行コード							
-------	--	--	--	--	--	--	--

前金口座	金融機関名		本・支店名					
	預金種別	1: 普通預金 2: 当座預金 3: その他 <small>(番号に○をつけて下さい)</small>						
	口座番号							
	カナ							
	口座名義							

} 工事等で前金払を要する業者は記入

※記入要領によりご記入下さい。

※登録申請書に記載された個人情報は、豊橋市からの支払に関する業務以外には使用しません。
.....(市役所使用欄).....

会計課使用欄	依頼担当課	担当者	内線	登録番号
	OO課	OOOO	△△-△△△△	OOOO

※問合せ先 豊橋市役所 会計課 出納グループ
(0532) 51 - 2690

委 任 状

年 月 日

豊橋市長 浅井 由崇 様

住所

氏名

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

住所・所在地

事務所等名称

受 任 者

氏 名

記

1. 年度豊橋市自転車ヘルメット購入補助金の受領